

令和6（2024）年度 事業計画

法人本部事業

1 法人事業の経営理念

法人定款第3条の定めるところにより、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実・効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努める。

2 評議員会・理事会の開催

(1) 評議員会

第1回	6月上旬	令和5年度事業報告及び計算書類について
第2回	12月中旬	令和6年度補正予算案の審議等
第3回	3月中旬	令和6年度補正予算案の審議 令和7年度事業計画及び同予算案の審議

(2) 理事会

第1回	5月中旬	令和5年度事業報告及び計算書類について 就業規定等の変更による審議 定時評議員会の開催について
第2回	12月上旬	令和6年度補正予算案の審議等
第3回	3月上旬	令和6年度補正予算案の審議 令和7年度事業計画及び同予算案の審議

※その他に議決案件があれば追加する。

(3) 月例役員会 3ヶ月に1回（理事会を同時開催する場合がある）

主に新規事業の進捗状況確認と調整を行い、施設状況や会計報告等の運営報告も適宜行う。

3 本年度の主な事業

※令和6年度障害福祉サービス等報酬改定内容に基づき、事業を実施する。

(1) 施設運営（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業所生活介護だいちの経営 開所日数 258日

利用契約者数 27名（令和5年度10月より1名利用契約。令和6年1月に1名退所。）

(2) 事業の充実

利用者様の安心できる施設利用を図るとともに、法人の経営基盤を構築強化するため、以下のように事業内容の充実を図る。

- ・「障害福祉サービス事業所生活介護だいち」における支援サービスの充実

【職員の育成】福祉施設職員として自分の役割や責任を果たすことのできる人材育成を目指す。

【支援体制の充実】・利用者様、個々の障がい特性を理解し、サービス等利用計画と連動した個別支援計画の策定と実施。

- ・専門的な知識の向上及びチーム力の向上。
- ・充実した活動の提供を目的とした支援体制の整備。
- ・他機関や地域と連動した施設支援サービスの構築。

- (3) だいち設立 20 周年記念事業《新規》
 - ・だいち祭り開催日に合わせて式典を行う。粗品の配布。
- (4) 中・長期計画の策定
 - ・重度障がい者を対象とした共同生活援助施設の設立。計画を明確かつ効率的に進める。理事会及び月例役員会にて進捗状況の確認と調整を行う。
 - ・職員のスキルアップと新規事業に向けての人材育成を目指す。

4 組織管理

法人全体が連動する業務の体系化を進める。

- ① 法人本部の視点で、施設運営の適正化を図る。
- ② 事業現場において、良質なサービス提供ができる機能的な組織運営に努める。
- ③ 職員の適正な配置と職員としての質の向上に努める。
- ④ 災害等の有事に備え、明確な組織図を全体で周知する。

5 人事管理

法人の運営や施設の経営に必要となる人材育成を図る。

- ① 職員の志気高揚、人権尊重や法令遵守などのコンプライアンス意識の向上などを図る。
- ② 福祉施設職員として、専門的な知識の習得、仕事に対する思いを高めていけるように、人材育成を図る。新規事業へ向けての人材育成に努める。
- ③ 現事業を維持するための人員確保に努める。

6 労務管理

服務規律の遵守を浸透させる。

- ① 有休を取ることを奨励する働きかけを行う。
- ② 時間外労働を減らす努力をする。
- ③ 勤務評価表を職種ごとに設けて評価を行う。
- ④ 新たな処遇改善加算取得により職員の処遇改善を図る。《新規》

7 財務管理

- (1) 業務の効率化及びコスト削減
 - ① 合見積りや価格比較を徹底して行いコスト削減に努める。
 - ② 電気、水道使用の節約に務める。
- (2) 経理事務の適正化
 - 会計基準に準じた会計処理を適正に行う
- (3) 契約の公正性・透明性の確保

8 事務管理

- (1) 法人定款施行細則に基づく文書管理・保存の適正化
- (2) 法人定款施行細則に基づく支出の適正な取扱い

9 情報公開・情報開示

- (1) 社会福祉法に基づく法人情報公開・開示に対応できる体制づくり

(2) インターネットホームページでの法人及び施設情報公開

10 特定個人情報及び個人情報保護

(1) 特定個人情報取扱規程に基づく特定個人情報の取扱の徹底

(2) 各種法律に基づく個人情報保護

障害福祉サービス事業所生活介護だいち事業計画

1 施設理念 ～ともに歩む～

利用者様やご家族を含む、だいちに関わる全ての方々、また地域とともに歩んでいく。また関係性だけではなく、支援に関しても「ともに」を意識し、職員が利用者様の「伴走者」となる支援を目指す。

2 支援方針

①私たちは、一人一人が有する能力を信じて、自らの日常生活を営むことができるように支援します。

②私たちは、一人一人の意志や人格を尊重し、常に相手の立場に立って支援します。

③私たちは、寄り添いながら、一人一人が充実した時間を過ごすことができるように支援します。

3 支援内容

- ・利用者様のニーズに合った支援ができるように、サービス等利用計画を基に利用者様から意向を聞き取り、利用者様の障がい特性や身体状況、QOLの向上を専門的な視点で判断し、サービス管理責任者が個別支援計画書を作成する。
- ・半期を経て利用者様へのモニタリングと共に、個別支援会議(個別支援計画書の見直し)を開き、利用者様の意向やニーズに合った個別支援計画書をサービス管理責任者が作成する。また個別支援計画書に基づいて支援を実施する。
- ・強度行動障がい支援者養成研修を修了した者による専門的な支援体制。利用者様に合った支援の実施と記録。

4 施設概要

<年間計画>

開所日数 258日(土曜開所日を含む) 職員勤務日数 260日

<利用者>

総利用者数 27名(令和5年10月より1名増、令和6年1月に1名退所)

※利用定員を35名から30名に変更<<新規>>

<利用時間>

9:30～16:00 ご家族の都合等により営業時間内で利用時間の延長あり<<新規>>

※令和5年度は9:45～16:00

<支援体制>

施設長（サービス管理責任者兼務）常勤1名
事務主任 常勤1名
主任支援員 常勤1名
支援員 常勤5名 非常勤6名 計11名(主任支援員含む)
看護師 非常勤 1名
現業員兼運転士 非常勤 2名 ※1名増員予定

5 施設支援計画

<日常生活の支援>

基本方針

- ・利用者様一人一人の障がい特性を理解することに努める。
- ・利用者様の障がい特性に合わせた日中活動グループの編成を行い、障がい特性に合わせた支援を行うとともに、利用者様の持つべき力を伸ばしていけるように努める。
- ・利用者様の意思決定を尊重した支援を提供できるように努める。
- ・利用者様が「生き生きと」生きていくことができるように、生活の質の向上を目指す。

○基本的な生活習慣の育成

- ・施設のスケジュールに沿って生活し、メリハリのある生活を送る。
- ・自分で身の回りのことを意識して整えていくことができるように、支援を行う。
- ・集団生活の中で、互いの人権を尊び、好ましい人間関係が形成できるようにする。
- ・成功体験だけではなく、失敗から学ぶことの経験を積む。

○余暇活動

活動内容 ウォーキング（散歩）、レクリエーション、スポーツ、カラオケ、ドライブ 等

- ・さまざまな体験を通して喜びや楽しさを味わい、生きがいにつながるように支援をする。
- ・ウォーキングなど軽運動を可能な限り提供する。
- ・余暇活動は、利用者様の持つ力や可能性を信じ、様々なことに関わり、体験していただくことで、利用者様個々の経験値を高める。
- ・全体で行うレクリエーションを企画、実施することで利用者様の楽しみを広げる。

<日中活動の支援>

○生産的活動

基本方針

- ・利用者様の可能性や個性を生かすことができるように、生産的活動支援を提供する。
- ・生産的活動で作られたものを地域で販売することで、地域との交流を図る。
- ・販売を目的とせず、生産的活動を通して作られたもの（栽培収穫したもの等）を、利用者様の活動に生かし、様々な工程を経験すると共に、活動への意欲や興味を持ってもらえるように努める。

○各作業活動の取り組み

室内作業

- ・ゴム製品のバリ取り作業、ハンガー組み立て、カミソリの袋詰め、黒豆選別 等

菓子工房

- ・プリン、シフォンケーキの製造及び各種イベントでの販売
- ・ご家族や委託先への定期販売
- ・菓子作りの体験及び試食

園芸

- ・花壇における野菜、花苗の栽培活動。だいち祭りでの販売。
- ・畑における野菜の耕作、収穫、試食。

○創作的活動

活動内容 おかし作り、調理、季節の掲示物作成 等

基本方針

- ・作業活動では体験できない活動を提供することで利用者様の興味関心を広げ、豊かな生活につなげていく支援をする。
- ・様々な工程や活動を利用者様に選択しながら行っていただき、達成感を味わっていただく。
- ・調理に関わることで、器具の使用方法等を学びながら、日常生活の経験値を高める。

○外部講師による活動

- ・チェアピクス〔外部講師〕(1回/月) ・3B体操〔外部講師〕(1回/月)
- ・バランスボール〔外部講師〕(1回/月) ・音楽療法〔外部講師〕(2回/月)

○外出活動

基本方針

- ・利用者様の社会性の経験値を高めることを目的とし、地域の中で生活していける力を培う。
- ・利用者様の希望やニーズに沿った計画を立案し、実施する。

活動計画

- ・個別外出やグループ外出といった、利用者様各々のニーズにあった外出活動を計画し、実施する。
- ・各グループ外出は定期的に行うようにし、利用者の施設生活の充実を図る。
- ・社会的経験については、公共交通機関の利用、公共施設の利用、その他個別に社会生活に必要と思われる活動を提供し、経験していただく。

○日課・週計画

日課 (月～土)

時間	活動内容	備考
9:30～10:00	利用者様 来所	※各活動班にて喫茶、散歩、創作活動等を実施する
10:15～	朝の会	
10:30～	活動開始、入浴サービス	
12:00～	昼食、昼休み	
13:30～	活動開始	
15:50～	帰りの会	
16:00	利用者様 帰宅	

週計画

	月	火	水	木	金	土
午	作業・活動	作業・活動	作業・活動	作業・活動	作業・活動	創作活動
前	入浴サービス		入浴サービス			

午	作業・活動	作業・活動	作業・活動	作業・活動	作業・活動	創作活動
後						

<行事>

○主な行事

- ① **だいち祭り** 6月29日(土) 会場 だいち
 テーマ 「地域に開かれた施設」
 内容 施設で栽培した野菜等の販売、施設活動の風景展示、協力団体によるバザー等
- ② **夏祭り** 8月31日(土) 会場 だいち
 テーマ 「利用者と家族、職員で作上げる夏祭り」
 内容 模擬店、盆踊り、レクリエーション
- ③ **日帰り旅行** 年間を通じて適切な時期に1回
 テーマ 「利用者の社会的経験や体験の幅を広げる」
 内容 利用者様が体験等を通して社会経験のできる旅行先を、各活動班にて計画し実施する。
- ④ **年末お楽しみ会** 12月21日(土) 会場 だいち
 テーマ 「クリスマス兼ねて一年間の慰労をする」
 内容 だいち全体でクリスマス会を兼ねた慰労会を行う。
- ⑤ **新年会** 1月10日(金) 会場 だいち
 テーマ 「一年の始まりを意識し正月の行事を体験する」
 内容 お餅つき等、正月らしい雰囲気を味わう。

○定例行事

- ・防災訓練・毎月実施
- ・おたのしみご飯・各グループにて実施。隔月1回(費用:一人あたり1,200円程度)
- ・おやつ作り(全体)・利用者様全員でお菓子作りの実施。月1回。
- ・全体レクリエーション・・・各班職員にて企画し、全体で実施する。偶数月1回実施。

6 業務分掌計画

<健康安全面の支援>

○保健

基本方針

- ・利用者様の健康管理に努める。
- ・施設における衛生管理に努める。
- ・職員の健康意識を高めるための福祉厚生に努める。
- ・施設内における感染症対策の周知徹底。

具体的内容

- ・年に1回の健康診断(利用者様、職員)。
- ・年に2回の嘱託医による健康相談。
- ・感染症対策委員会の運営及び内容を職員に周知徹底する。《新規》
- ・感染症に関する正しい知識の習得や対応方法の研修と訓練。《新規》
- ・BCP(感染症)の全体周知と見直し。

○防災・安全管理

基本方針

- ・施設においての利用者と職員の安全のため防災や安全管理に努める。

具体的内容

- ・年度内に 10 回以上の防災訓練を実施。管理権限者：理事長、防火管理者：施設長。
- ・緊急事態に対応するための救急救命法講習会の実施。
- ・安全点検週間を設け、月 1 回施設内の危険箇所などをチェックする。
- ・公用車両の運行前点検の実施。
- ・運転業務前にアルコール検知器を用いた検査の実施と記録の管理。《新規》
- ・BCP(災害)の全体周知と見直し。《新規》

<研修>

基本方針

- ・障がい者支援職員として必要な知識を研修で学ぶことで、障がい者支援という仕事に対する、意欲や自信につなげ、より良い支援につなげる。また職員個々のスキルアップを目指す。
→常に利用者支援を意識した行動がとれる職員を育成する。

具体的内容

利用者支援に係る研修

- ・普段の利用者支援からケースを設定し、グループにおいて支援内容を検討し、支援の実施と修正を行う。PDCA サイクルの活用と現場への定着を目指す。(隔月で職員研修会の開催)
- ・外部講師(専門家等)を招いて行う研修の実施
障がい者福祉の専門的な知識の習得、法令・諸規定研修
- ・障がい者福祉に関する法律や法人内規に関する研修の実施
- ・虐待防止(身体拘束を含む)、権利擁護に関わる研修
- ・事故を未然に防ぐための危機管理研修の実施
- ・BCP(業務継続計画)の周知と実施研修《新規》
- ・感染症対策に関する研修と訓練の実施《新規》
- ・救急救命講習の実施(心肺蘇生法、AED の使用方法等)

外部研修会の参加

- ・それぞれの役職に応じた研修会の参加
- ・支援現場に密接な内容を含む研修会への参加

施設長 管理者に関する研修

サビ管 専門分野別研修、ファシリテーターとして研修参加

主任(事務・支援員) 中間管理職に関する研修

支援員 常勤 リーダー養成に関する研修

常勤・非常勤 利用者支援に関する研修

強度行動障がい支援者養成研修(基礎・実践)

自主研修

- ・各職員が自主的に研修を計画し実施することを奨励

7 各種会議実施計画

- ・職員会議 月 1 回実施 (支援現場の共通理解・情報交換、事故・ヒヤリハット報告、分析と検証、行事実施要項の周知等)
- ・活動支援会議 月 1 回実施 (活動支援提供等の検証等)
- ・個別支援会議 年 2 回実施 (個別支援計画書の見直し、修正等)

8 各種委員会実施計画

- ・運営委員会
実施：月1回 出席者：施設長(サービス管理責任者)、事務主任、主任支援員
議題：施設の運営内容、現場内の調整事項、事務関連 等
- ・拡大運営委員会
実施：必要に応じて適宜実施 出席者：常勤職員
議題：現場内に関する全体での調整
- ・各行事実行委員会 (だいち祭り、夏祭り、日帰り旅行、年末お楽しみ会、新年会等)
実施：行事行程表に合わせて 出席者：常勤職員
議題：行事の具体的な内容の検討 等
- ・危機管理委員会
実施：年2回 出席者：全職員
議題：事故・ヒヤリハットの集計報告、分析と検証 等
- ・虐待防止委員会
実施：隔月 出席者：常勤職員 ※虐待防止責任者：施設長
議題：職員セルフチェックシートの集計報告と分析、虐待防止のための対策の検討 等
- ・身体拘束適正化委員会
実施：半期に1回 ※状況に応じて随時開催 出席者：常勤職員 ※責任者：施設長
議題：身体拘束・行動制限の事例に対する状況の分析、身体拘束の軽減に向けての検討 等
- ・感染症対策委員会<<新規>>
実施：3ヶ月に1回 出席者：常勤職員、看護師
課題：感染症発生時の対応検討、感染予防対策の検討 等
- ・給食委員会
実施：必要に応じて 出席者：全職員
議題：弁当業者の評価と反省

9 実習生受け入れ計画

- ・就労体験実習
- ・教員免許状にかかる介護等体験
- ・その他、要望があれば可能な限り受け入れを実施する。

10 利用者様ご家族との連携

- ・個別懇談会 年2回：9月(前期)、3月(後期)
- ・行事における協力(夏祭り)
- ・茶話会 随時実施
- ・参観週間の設置 年2回：7月、2月